

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2021年11月25日

「マイクロローン事業者ファンドシリーズ」

契約期間延長のお知らせ

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、下記【対象ファンド】は、本件匿名組合契約書第4.1条第2項に基づき同契約の有効期間を2021年11月末日までとしておりましたが、本営業者は同項但し書きにある契約期間延長を行い、延長後の有効期間を2022年11月末日までといたしますのでご報告申し上げます。

【対象ファンド】

【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 28号

【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 30号

【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 48号

【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 50号

【対象ファンドの概要】

クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」といいます。）が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者のグループ会社である Crowdfund Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」といいます。）に貸付け、本営業者グループ会社はこの借入金を原資として本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下、「IDF社」といいます。）に貸付けを行いました。

【対象ファンドの延長事由】

次の2点を理由として今回の延長を実施いたします。

1. 2020年10月期において、本営業者が分配方針を変更したこと。
2. 本ファンドシリーズにおいて、下記の通り【対象ファンド】よりも早く2021年7月期から2021年10月期の間に当初満期を迎えたファンドが延長中であること。

上記1に関して、2020年10月期において、匿名組合契約に基づく分配の方法をそれ以前のものから変更し、本営業者が正常先とする貸付先に融資を行い、かつ、合同運用を行うファンドシリーズのうち、延長中のファンドを含むものについては、平等性の観点から、すでに延長中かつ延長後の経過期間が長いファンドから順次分配を行うことといたしました。

2021年12月期以降にIDF社から返済資金を受領する場合についても、延長後の経過期間の長いファンドから分配を順次行いますので、【対象ファンド】の分配を開始できるのは、2021年7月期から2021年10月期の間に当初満期を迎え、延長を実施したファンドの分配を完了した後となります。

かかる状況に鑑み、本営業者は本件匿名組合契約の契約期間を延長し、2022年11月末日までを延長後の契約期間といたします。ただし、2022年11月末日を待たずに【対象ファンド】の分配原資が本営業者グループ会社から本営業者に返済され、すべての資金が投資家の皆様に分配された際は、その日から1ヶ月を経過した日において、契約の終了とさせていただきます。なお、円貨建てファンド以外のファンドにおいては、今後IDF社からの返済が約定通りに行われる場合でも、満期時において、運用開始時点からの為替の変動によって為替差損が発生する可能性があります。

【2020年12月期におけるIDF社からの返済スケジュール変更】

2020年12月において、本営業者グループ会社はIDF社より、同社の足元の資金流動性がその時点で予定されていた返済を履行するのに十分ではないため、毎月の返済金額を一定の範囲内に抑えたい旨の要請を受けました。かかる要請に対し、本営業者グループ会社は、IDF社の経営陣等との電話会議等を通して確認した情報を精査したうえで、IDF社の要請を受け入れることとし、IDF社から本営業者グループ会社へのローン返済スケジュールを見直しました。これに伴い、本営業者は、本ファンドシリーズの分配スケジュールを変更しました*1。

*1 詳しくは2021年1月18日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2020年12月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1367/17>）。

【本ファンドシリーズに関して2020年4月期以降に実施した分配の状況】

本ファンドシリーズにおいて、IDF社は、2020年4月期から同年9月期のうちに返済期日を迎えたローンについて、元本返済の繰り延べを申し出て、本営業者グループ会社はそれらを承諾しました。これに伴い、本営業者は、同期間に当初満期を予定していた各ファンドの契約期間を延長いたしました（詳細については、下記【補足：2020年4月期～9月期満期ファンドにおける契約期間延長の事由】をご覧ください。）。

その後、2020年10月において、上述の通り本営業者が分配方針を変更し、すでに延長中かつ延長後

の経過期間が長いファンドから順次分配を行うことといたしましたので、その時点で延長後の経過期間が最も長い2020年4月期に当初満期を迎えたファンドから順次分配を再開しました。また、分配再開とともに、その間に当初満期を迎えた各ファンドについては適宜契約期間を延長しました。

なお、IDF社から本営業者グループ会社に対する返済は、2020年10月および11月においては当初予定された返済スケジュールの通りに実施され、2020年12月以降においては上述した返済スケジュールの変更を踏まえて実施されています。

【補足：2020年4月期～9月期満期ファンドにおける契約期間延長の事由】

IDF社グループが貸付事業を行うロシアおよびカザフスタンにおいて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景にそれぞれの国で民間の融資の返済について一定期間利払いを停止し、元本の返済期限を延期する政府令（モラトリアム施策）が出されました。それを受け、本営業者グループ会社はIDF社より、IDF社グループがバランスシートの手元流動性を確保するため、2020年4月期分配の原資となるローンの元本返済期限延期を希望する申し出を、2020年4月22日に受領しました。

各国のモラトリアム施策がIDF社グループ傘下企業に与える影響について、IDF社からの情報では、ロシアにおいては比較的軽微に留まるとのことでした。一方、カザフスタンでは2020年6月15日にモラトリアム施策が終了したもののその適用申請者がロシアと比べて広範に及ぶこと、また、2020年7月下旬から8月17日にかけて主要都市で二度目のロックダウン（都市封鎖）が行われたことが、IDF社による貸付資金の回収に影響を与えているとのことでした。IDF社は手元資金をより厚めに備えるため、マイクロローン事業者ファンドシリーズの2020年9月期までの分配の原資となる本営業者グループ会社への返済について、2020年4月期と同様に元本返済期間延長の申し出を行いました。

かかる申し出を受け、本営業者は上記2か国の政府令の影響や貸付の回収状況を確認のうえ、2020年4月期から9月期分配のマイクロローン事業者ファンドシリーズについて、最長6か月間の延長を行いました。

今後とも当社業務に対するご理解、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号

クラウドクレジット・ファンディング合同会社、本営業者グループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）およびクラウドクレジット株式会社（連結ベース）の主な経営・財務指標は以下のとおりです。



| | 資本金 | 総資産 | 総負債 | 純資産 | 売上高 | 営業損益 | 経常損益 | 当期純損益 |
|--|--------|-------------|-------------|----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| クラウドクレジット・ファンディング合同会社 (2020年12月末現在・単位：千円) | 1,000 | 15,432,291 | 15,448,532 | △ 16,240 | 2,003,020 | 30 | 297 | 222 |
| Crowdcredit Estonia OÜ (2020年12月末現在・単位：ユーロ) | 5,000 | 111,679,233 | 111,003,700 | 675,533 | 15,131,472 | △ 240,808 | △ 19,557 | △ 19,557 |
| クラウドクレジット株式会社(連結ベース) (2020年12月末現在・単位：千円) | 50,000 | 18,266,444 | 17,684,197 | 582,247 | 2,146,798 | △ 434,008 | △ 403,537 | △ 455,279 |

※会計期間(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の金額を記載しております。